

## 愛南町住民参画推進条例の一部改正(案)

### 1. 条例改正の趣旨

愛南町住民参画推進条例第10条第2項第2号では「委員会等の男女の構成比率は、それぞれ3割以上となるよう努めること」と規定していますが、この目標はほぼ毎年度達成できている上、第3次愛南町男女共同参画推進計画においてもその目標数値を「それぞれ4割以上」としているため、この計画合わせ、条文を「それぞれ4割以上」に改正します。

### 2. 条文改正の該当箇所<抜粋>

#### 【現行】

(委員会等の構成)

**第10条** 町は、委員会等の委員に住民等を選任しようとするときは、委員会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委員会等の委員の2割以上を住民からの公募による委員とするよう努めるものとする。

- (1) 法令、条例、規則(法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)又は要綱の規定により委員の構成が定められている場合
- (2) 高度な専門性を有する事案を審議する場合
- (3) その他公募に適さないと認められる場合

2 町は、前項各号に掲げる場合により特定のものを委員に充てたときを除いて、次に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 委員の住所地及び年齢に偏りが無いよう努めること。
- (2) 委員会等の男女の構成比率は、それぞれ3割以上となるよう努めること。
- (3) 委員の兼任は、3を超えないよう配慮すること。



#### 【改正(案)】

(委員会等の構成)

**第10条** 町は、委員会等の委員に住民等を選任しようとするときは、委員会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委員会等の委員の2割以上を住民からの公募による委員とするよう努めるものとする。

- (1) 法令、条例、規則(法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)又は要綱の規定により委員の構成が定められている場合
- (2) 高度な専門性を有する事案を審議する場合
- (3) その他公募に適さないと認められる場合

2 町は、前項各号に掲げる場合により特定のものを委員に充てたときを除いて、次に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 委員の住所地及び年齢に偏りが無いよう努めること。
- (2) 委員会等の男女の構成比率は、それぞれ4割以上となるよう努めること。
- (3) 委員の兼任は、3を超えないよう配慮すること。